

許可自治体	福井県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01807099494号	許可期限日	2027(令和9)年01月24日



許可番号 01807099494

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県日進市北新町福井182番地153

氏名 株式会社リョクリン 代表取締役 鈴木 隆真
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日
許可の有効年月日令和4年1月25日
令和9年1月24日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、ばいじん（石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
(自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上16種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 令和 4年 1月25日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

複写厳禁

許可自治体	山梨県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01900099494号	許可期限日	2025(令和7)年10月22日

許可番号 01900099494号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県日進市北新町福井182番地153

氏 名 株式会社リョクリン
(法人にあっては名称
及び代表者の氏名) 代表取締役 鈴木 隆真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎



許可の年月日 令和2年10月23日

許可の有効年月日 令和7年10月22日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

令和 2年10月23日

新規許可

5 積替え許可の有無

有 (無)

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 (無)

複写厳禁

許可自治体	長野県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第2009099494号	許可期限日	2025(令和7)年09月14日



書換交付

許可番号 2009099494

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県日進市北新町福井182番地153
氏名 株式会社リョクリン
代表取締役 鈴木 隆真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿部 守一



許可の年月日 令和2年9月15日

許可の有効年月日 令和7年9月14日

1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○：取扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
燃え殻	-	-	-	-	-
汚泥	-	○	-	-	-
廃油	-	-	-	-	-
廃酸	-	-	-	-	-
廃アルカリ	-	-	-	-	-
廃プラスチック類	-	○	○	-	-
紙くず	-	-	-	-	-
木くず	-	-	-	-	-
繊維くず	-	-	-	-	-
動植物性残さ	-	-	-	-	-
ゴムくず	-	-	-	-	-
金属くず	-	-	○	-	-
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-	○	○	-	-
鉱さい	-	-	-	-	-
がれき類	-	○	-	-	-
ばいじん	-	-	-	-	-
政令第2条第13号産業廃棄物	-	-	-	-	-

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
・ 令和2年9月15日 新規許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無 有 ・ (無)
市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

複写厳禁

許可自治体	岐阜県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02100099494号	許可期限日	2030(令和12)年04月22日

許可番号 02100099494

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県日進市北新町福井182番地153

氏名 株式会社リョクリン
代表取締役 鈴木 隆真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県東濃県事務所長 尾関 新太郎



許可の年月日 令和 5年 4月23日

許可の有効年月日 令和12年 4月22日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉋さい、ばいじん、令第2条第13号廃棄物

以上 17種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

複写厳禁

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 4月23日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

平成17年 7月 4日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

平成21年 4月23日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

平成25年11月15日 産業廃棄物収集運搬業優良確認

平成28年 4月23日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

平成29年 5月 1日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

平成29年12月20日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

令和 5年 4月23日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

許可自治体	静岡県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02202099494号	許可期限日	2031(令和13)年06月05日

様式第七号の二(第十条の二関係)

第02202099494号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県日進市北新町福井182番地153

氏名 株式会社 リョクリン

代表取締役 鈴木 隆真



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 鈴木 康友



許可の年月日 令和6年6月6日

許可の有効年月日 令和13年6月5日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬(積替え及び保管行為を除く)
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)、燃え殻、汚泥(石綿含有廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん

以上 13品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年	6月	6日	新規許可
平成24年	6月	6日	更新許可
平成29年	6月	14日	更新許可
令和6年	6月	4日	更新許可
令和6年	6月	4日	変更許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

複写厳禁

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02300099494号	許可期限日	2027(令和9)年11月14日

許可番号第 0 2 3 0 0 0 9 9 4 9 4 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 日進市北新町福井182番地153

氏 名 株式会社 リョクリン
代表取締役 鈴木 隆真 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 2 (2020) 年 1 1 月 1 5 日
許可の有効年月日 令和 9 (2027) 年 1 1 月 1 4 日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）、令第2条第13号廃棄物

以上 17品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成14年11月 6日 新規許可

平成19年11月 6日 更新許可

複写厳禁

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02300099494号	許可期限日	2027(令和9)年11月14日

許可番号第 0 2 3 0 0 0 9 9 4 9 4 号

平成24年11月 6日 更新許可
平成25年11月15日 更新許可(優良認定)
令和 2年11月15日 更新許可(優良認定)

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

複写厳禁



許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分類
許可番号	第02320099494号	許可期限日	2030(令和12)年03月08日

許可番号第02320099494号

産業廃棄物処分類許可証

住 所 日進市北新町福井182番地153

氏 名 株式会社 リョクリン
代表取締役 鈴木 隆真 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章

許可の年月日 令和 5 (2023) 年 4月24日
許可の有効年月日 令和 12 (2030) 年 3月 8日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分(選別、破碎、分級、分級・混練、分級・選別)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 選別

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 破碎

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 5品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 分級

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートく

複写厳禁

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分量
許可番号	第02320099494号	許可期限日	2030(令和12)年03月08日

許可番号第02320099494号

ず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 10品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 分級・混練

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（無機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 10品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

オ 分級・選別

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 選別施設

ア 設置場所

日進市北新町福井182番45

イ 設置年月日

令和3年7月21日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

90m³/日（9m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 破砕施設

ア 設置場所

複写厳禁

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第02320099494号	許可期限日	2030(令和12)年03月08日

許可番号第02320099494号

日進市北新町福井182番45

イ 設置年月日

令和2年5月27日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石
綿含有産業廃棄物を除く。）

4.56t/日 (0.57t/時間)

紙くず

4t/日 (0.5t/時間)

木くず

4.78t/日 (0.598t/時間)

繊維くず

4.75t/日 (0.594t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず（工作物
の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕
物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

4.13t/日 (0.516t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 分級施設

ア 設置場所

日進市北新町福井181番7

イ 設置年月日

平成21年3月23日

ウ 処理能力

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破
砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴム
くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートく
ず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器
くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉍さい（水銀含
有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

500.8m³/日 (62.6m³/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(4) 分級・混練施設

ア 設置場所

日進市北新町福井181番7

複写厳禁

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第02320099494号	許可期限日	2030(令和12)年03月08日

許可番号第02320099494号

イ 設置年月日

令和4年3月15日

ウ 処理能力

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（無機性汚泥に限る。石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

1238.4m³/日（154.8m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(5) 分級・選別施設

ア 設置場所

日進市北新町福井182番45

イ 設置年月日

平成13年12月21日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

554m³/日（55.4m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(6) 分級・選別施設

ア 設置場所

日進市北新町福井181番7

イ 設置年月日

平成21年3月23日

複写厳禁

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第02320099494号	許可期限日	2030(令和12)年03月08日

許可番号第02320099494号

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

231.6m³/日（28.95m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

分級処理後物及び分級・混練処理後物について
セメント原料として委託処理すること。セメント原料として委託処理できない場合には管理型最終処分場で埋立処分すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 3月 9日 新規許可

平成21年 3月 9日 更新許可

平成28年 4月27日 更新許可（優良認定）

令和 5年 4月24日 更新許可（優良認定）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・

複写厳禁

許可自治体	三重県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02400099494号	許可期限日	2030(令和12)年02月17日

許可番号 第02400099494号

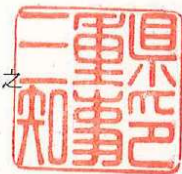
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県日進市北新町福井182番地153
氏 名 株式会社リョクリン
代表取締役 鈴木 隆真



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和5年2月18日
許可の有効年月日 令和12年2月17日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、
廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)、
処分するために処理したもの 以上17種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限り。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

複写厳禁

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 2月18日	新規許可	平成25年11月14日	優良確認
平成21年 2月18日	更新許可	平成28年 2月18日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	滋賀県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第2501099494号	許可期限日	2027(令和9)年03月16日

許可番号 第 0 2 5 0 1 0 9 9 4 9 4 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県日進市北新町福井182番地153

氏 名 株式会社リョクリン
代表取締役 鈴木隆真

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 2 年 3 月 17 日

許可の有効年月日 令和 9 年 3 月 16 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類
汚泥（無機性汚泥に限る。）／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動植物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 10項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 17 年 3 月 17 日	新規許可
平成 27 年 3 月 17 日	更新許可
平成 29 年 4 月 24 日	名称の変更
令和 2 年 3 月 17 日	更新許可（優良認定）

複 写 厳 禁

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無